

特別徴収に関するQ&Aーよくあるお問い合わせについてー

Q 個人市民税・県民税の「特別徴収」とはどのような制度ですか？

A 事業主（特別徴収義務者）が従業員等（納税義務者）に対して毎月支払う給与から、個人市民税・県民税を天引きし、従業員等に代わって納税地の市町村へ納入する制度です。

Q 全ての事業主が従業員の個人市民税・県民税を特別徴収しなければならないのですか？

A 地方税法の規定により、各自治体は、原則として所得税の源泉徴収義務を負う事業主等を個人市民税・県民税の特別徴収義務者として指定することが定められています（地方税法第321条の4）。

大分県におきましては「個人住民税特別徴収適正実施推進プラン」に基づいて、県下全市町村が平成26年度より特別徴収義務者の指定を適正に行っております。

ただし、以下のような特別徴収が著しく困難であると認められるケースにおいてのみ普通徴収による徴収方法を選択可能となります。

- 事業所全体の従業員数が2名以下の場合
- 他の事業所で支給される給与から既に個人市民税・県民税が天引きされている
- 毎月の給与支払額が少なく給与からの個人市民税・県民税の天引きができない
- 給与が毎月支給されていない（不定期の支給である事業専従者など）
- 特別徴収の始まる6月以前に退職の予定があるもの

以上の場合においては、毎年1月下旬に提出する「給与支払報告書」と併せて「個人住民税の普通徴収理由内訳書」を提出いただくことにより、普通徴収での取り扱いとなります。

**Q 従業員から、給与からの天引きではなく自分で納付できないか、と言われて
います。従業員ごとに特別徴収をする、しないは選べませんか？**

A 給与を支払う事業主の方は、毎年4月1日現在に在職するアルバイト・パート等を含む従業員全員を対象に、特別徴収していただくことになっています。したがって、納付方法につきましては選択することが出来ないものとなっています。ただし給与以外の所得に関しては、確定申告等の際に普通徴収による納付方法を選択することができます。あくまで給与以外の所得に対する税額のみ扱いになりますので、ご注意ください。

Q 特別徴収によってどのようなメリットがありますか？

A 事業主の方には、従業員の方の個人市民税・県民税の税額を通知しますので、所得税と違い、毎月の税額計算や年末の調整を行っていただく必要がありません。

従業員の方には、次のようなメリットがあります。

- 従業員が自ら金融機関等へ納税の為に
出向く必要がありません。
- 年税額を12回に分けて支払うため、
年4回の普通徴収と比べ1回あたりの負担が少なくなります。
- 月々の給与から天引きされるため、
納め忘れがありません。

※事業主の方には従業員の方の個人市民税・県民税を毎月まとめて納付していただくこととなりますが、従業員数が常時10人未満の事業所については、年2回納付の納期の特例制度がございますので、7ページをご参照ください。

Q 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）の内容が会社で行った年末調整と異なるのですが。

A 一般的には年末調整後に個人で確定申告をされたなどの理由が考えられますが、内容については、ご本人からの問い合わせ以外は受け付けておりません。もし、従業員等より内容についての問い合わせを受けた場合は、日田市役所税務課の市民税係までご連絡いただくようお願いいたします。

特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）については、従業員の方に直接お渡しいただく通知書となっています。取り扱いにつきましては十分ご注意ください。